（独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令

第一条第一項中「独立行政法人情報通信研究機構（」を「国立研究開発法人情報通信研究機構（」に、「独立行政法人情報通信研究機構法（」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。」に改める。

第五条中「第三十条第一項の中期計画」を「第三十五条の五第一項の中長期計画」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第六条の二　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第二項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構に関する基礎的な情報（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）

イ　目的、業務内容、沿革及び設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）、平均年齢及び機構への出向者の数

二　財務諸表（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）の要約

三　財務情報（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四　事業（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通則法第三十五条の八の規定により読み替えて準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第七条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）

第七条の二　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（会計監査報告の作成）

第七条の三　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　機構の役員（監事を除く。）及び職員

二　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第十一条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「中期計画」を「中長期計画」に、「第三十条第二項第四号の二」を「第三十五条の五第二項第五号」に改める。

第十五条（見出しを含む。）及び第十六条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第十八条中「独立行政法人情報通信研究機構法施行令」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）」に改め、同条第一号及び第二号中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

附則第三条中「第八条」を「第十六条」に改める。

（無線機器型式検定規則及び測定器等の較正に関する規則の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

一　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第六条第二項

二　測定器等の較正に関する規則（平成九年郵政省令第七十四号）第三条

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の項中「独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管関する省令」を「国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に